

# 小田原市小児医療費助成条例等の一部改正について

## 1 改正の背景

子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもの健全な育成を図るため、子どもに係る医療費の助成について対象年齢を満 18 歳年度末まで（現行は、中学生まで）に拡大するものです。

## 2 改正する条例等

- (1) 小田原市小児医療費助成条例
- (2) 小田原市小児医療費助成条例施行規則

## 3 改正内容

- (1) 条例・制度・医療証の名称変更（条例事項、規則事項）

対象年齢の拡大に伴い、条例・制度の名称及び医療証の表題を次のように改正します。

	改正後	改正前
条例名	小田原市 <u>子ども</u> 医療費助成条例	小田原市 <u>小児</u> 医療費助成条例
制度名	<u>子ども</u> 医療費助成	<u>小児</u> 医療費助成
医療証の表題	㊦ 医療証	㊧ 医療証

- (2) 対象年齢の拡大（条例事項）

医療費助成の対象年齢を次のように拡大します。

改正後	改正前
18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者 ※「達する日」は誕生日の前日	中学校修了までの者（入院中の場合はその終了日までとし、最長で 18 歳に達する日の属する月の末日まで）

※小田原市に住所を有する子どもが対象

- (3) 申請者は原則として保護者ですが、(2)の対象年齢の拡大に伴い、市長が適当と認める子ども本人なども子ども医療費助成に関する申請を行うことができる仕組みとします。（条例事項）

※申請者に係る所得制限は、令和 5 年 10 月診療分から廃止しています。

## 4 施行予定日

令和 6 年 10 月 1 日（令和 6 年 10 月診療分から）